

令和2年 第7回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月13日（月）午後1時30分から午後2時20分まで
2. 開催場所 佐野市役所本庁舎 7階委員会室
3. 出席委員 (15人)

会長	16番	杉山 忠
委員	1番	志賀喜一
委員	2番	川上美由紀
委員	3番	遠藤 宏
委員	4番	澁江修身
委員	5番	新井 勉
委員	6番	立川勝美
委員	7番	松本信行
委員	8番	島田俊行
委員	9番	立川久恵
委員	10番	本島光雄
委員	11番	谷 正雄
委員	13番	相場重雄
委員	14番	島田一男
委員	15番	小堀和彦
4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第5号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用配分計画案について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小野 勉

農地調整係 参事 磯部高志

係長 飯島浩之

主査 飯塚康夫

主事 小松崎梨菜

主事補 柿沼誠一郎

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和2年第7回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、15名でございます。
議長	ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は15名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。 ただいまから、令和2年第7回佐野市農業委員会総会を開会いたします。 これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号2番 川上美由紀委員、議席番号13番 相場重雄委員のご兩名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主事を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和2年7月13日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条

第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和2年7月13日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第5号まででございます。

まず、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和2年7月13日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条583番 契約内容は、売買による所有権の移転です。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター、田植機各1台を所有しております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われまます。

3条584番 契約内容は、売買による所有権の移転です。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.01km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター、田植機各1台、耕運機2台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は150日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」との

ことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条585番 契約内容は、使用貸借権の設定20年です。申請地までの距離は0.3km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター、耕運機、草刈機、チェーンソー各1台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は400日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条586番 契約内容は、売買による所有権の移転です。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.1km、所要時間は2分です。大農機具の所有状況は、トラクター、耕運機、草刈機、チェーンソー各1台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は400日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

議 長

事務局の説明が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議

題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和2年7月13日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号について、調査班、お願いします。

調査班

4条125番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「畑・認定外道路幅員2m」、南は「宅地」、北は「雑種地」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第4条第6項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われま。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。す。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和2年7月13日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号5条739番から5条744番までについて、調査班、お願いします。

調査班

5条739番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「雑種地」、西は「市道幅員6m」、南は「畑」、北は「市道幅員4m」です。排水計画は、「公共下水道へ接続、雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。す。

5条740番について報告します。

本申請は、一般住宅のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は、「畑」東は「畑」、西は「市道幅員5m」、南は「宅地」、北は「宅地」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。

5条741番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「認定外道路幅員3m」、南は「山林」、北は「山林」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われま。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。

5条742番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田・畑」、東は「田・畑」、西は「宅地・畑」、南は「田」、北は「市道幅員6m」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転

用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条743番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「田」、西は「認定外道路幅員2m」、南は「市道幅員4m」、北は「田」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、西側水路へ放流。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条744番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「雑種地」、西は「市道及び認定外道路幅員3m」、南は「雑種地」、北は「雑種地」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第3種農地」に該当し、許可の基準は「原則許可できる」です。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより、議案第3号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和2年7月13日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号「農用地利用配分計画案について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和2年7月13日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号「農用地利用配分計画案について」計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号「農用地利用配分計画案について」は、計画のとおり承認することに決定をいたしました。

さて、お手元にお配りいたしました「農地法第4条及び第5条申請に係る意見聴取（令和2年6月分）に対する回答について」をご覧ください。

令和2年第6回の定例会において議決し、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取した案件でございますが、許可相当との意見を得ましたので、他法令との調整のうえ会長専決にて許可書の交付をしたことをご報告いたします。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和2年第7回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時20分閉会

